

## 八戸市市制施行 80 周年記念キャッチフレーズ、シンボルマーク及びマスコットキャラクターの使用の承諾に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八戸市以外の者の八戸市市制施行 80 周年記念のキャッチフレーズ、シンボルマーク及びマスコットキャラクター（以下「キャッチフレーズ等」という。）の使用について必要な事項を定め、広く市民のキャッチフレーズ等の利用を促進し、八戸市市制施行 80 周年記念の効果的なPRと八戸市のイメージを高めることを目的とする。

(キャッチフレーズ等)

第2条 キャッチフレーズ等の形状及び色彩は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

2 キャッチフレーズ等に関する一切の権限は、八戸市に属する。

(キャッチフレーズ等の使用可能期間)

第3条 キャッチフレーズ等は、この要綱の実施の日から平成22年3月31日までの間において使用することができる。

(キャッチフレーズ等の使用の承諾)

第4条 キャッチフレーズ等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合
- (3) 八戸市市制施行 80 周年記念実行委員会から八戸市市制施行 80 周年記念事業として決定を受けた場合
- (4) その他市長が承諾を要しないと認めた場合

(使用の申込み)

第5条 前条の規定による承諾（以下「使用承諾」という。）を受けようとする者は、八戸市市制施行 80 周年記念キャッチフレーズ等の使用承諾申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長へ提出しなければならない。その申込みの内容に変更が生じたときも、同様とする。

- (1) 企画立案書等シンボルマーク等の使用内容が分かるもの
- (2) 使用の見本又は広告の原稿等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(使用の制限)

第6条 市長は、キャッチフレーズ等の使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾をしないものとする。

- (1) 個人若しくは団体のマーク又は商標として独占的に使用する場合
- (2) 特定の政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする場合
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (4) 八戸市のイメージを損なうおそれのある場合

(承諾等の通知)

第7条 市長は、申込書が提出されたときは、その内容を審査し、八戸市市制施行 80 周年記念キャッチフレーズ等の使用承諾通知書（別記第 2 号様式）又は八戸市市制施行 80 周年記念キャッチフレーズ等の使用不承諾通知書（別記第 3 号様式）により、申込者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(使用の方法)

第8条 第4条の規定により使用承諾を受けた者は、キャッチフレーズ等については、別表第 1 から別表第 3 までに定められた形状、色彩等に従って正しく使用するものとし、その一部のみを使用し、又は変形して使用することはできない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用承諾の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取り消し、キャッチフレーズ等を使用する者（以下「使用者」という。）に対し、使用物件の回収等の措置を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの要綱の定める事項に違反した場合
- (2) 使用者が使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合

2 市長は、使用者にキャッチフレーズ等の使用状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。

(使用承諾を受けないで使用した場合の措置)

第10条 市長は、キャッチフレーズ等の使用承諾を受けないで使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めるものとする。

(責任の制限)

第11条 前2条の規定により、キャッチフレーズ等の使用承諾を取り消し、又は使用の停止を求めた場合に、キャッチフレーズ等を使用した者に損害が生じても、八戸市はその責めを

負わない。

2 キャッチフリーズ等を使用した者が、キャッチフリーズ等の使用により第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、八戸市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(庶務)

第12条 キャッチフリーズ等の使用承諾に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(その他)


第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月17日から実施する。

別表第1（第2条関係）

キャッチフレーズの形状及び色彩



	カラー	白黒
形状		
色彩	<p>■ R : 10 G : 80 B : 161</p> <p>■ R : 0 G : 0 B : 0</p> <p>□ R : 255 G : 255 B : 255</p> <p>■ R : 127 G : 198 B : 78</p>	<p>■ R : 0 G : 0 B : 0</p> <p>□ R : 255 G : 255 B : 255</p>

備考

キャッチフレーズにあつては、この表に定められたデザインを使用することができるほか、文字として「はばたけ八戸 未来へ向けて」を使用することができる。

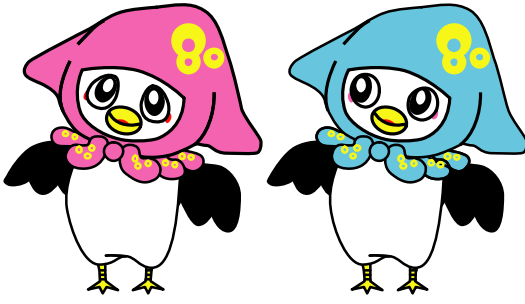
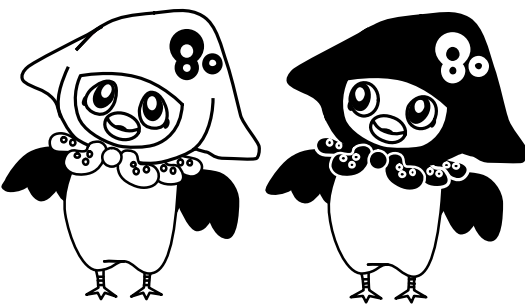
別表第2（第2条関係）

シンボルマークの形状及び色彩

	カラー	白黒
形状		
色彩	<p>■ R : 60 G : 62 B : 152</p> <p>■ R : 0 G : 0 B : 0</p> <p>□ R : 255 G : 255 B : 255</p> <p>■ R : 77 G : 172 B : 38</p> <p>■ R : 255 G : 0 B : 0</p> <p>■ R : 153 G : 196 B : 222</p>	<p>■ R : 0 G : 0 B : 0</p> <p>□ R : 255 G : 255 B : 255</p>

別表第3（第2条関係）

マスコットキャラクターの形状及び色彩

	カラー	白黒
形状	 <p>いかずきんズ</p>	 <p>いかずきんズ</p>
色彩	<p>■ R : 103 G : 198 B : 221</p> <p>■ R : 247 G : 246 B : 25</p> <p>■ R : 244 G : 99 B : 176</p> <p>■ R : 251 G : 15 B : 12</p> <p>■ R : 0 G : 0 B : 0</p> <p>□ R : 255 G : 255 B : 255</p>	<p>■ R : 0 G : 0 B : 0</p> <p>□ R : 255 G : 255 B : 255</p>

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）八戸市長

申込者 住 所

氏 名

㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

—

—

八戸市市制施行 80 周年記念キャッチフレーズ等の使用承諾申込書

下記のとおり、八戸市市制施行 80 周年記念キャッチフレーズ、シンボルマーク及びマスコットキャラクターを使用したいので、八戸市市制施行 80 周年記念キャッチフレーズ、シンボルマーク及びマスコットキャラクターの使用の許可に関する要綱第 5 条の規定により申し込みます。

記

事業名称	
使用するキャッチフレーズ等の種類	<input type="checkbox"/> キャッチフレーズ <input type="checkbox"/> シンボルマーク <input type="checkbox"/> マスコットキャラクター (使用するものの□内にチェックすること。)
使用方法	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
連絡責任者氏名 住所 電話番号	

年 月 日

様

八戸市長

印

八戸市市制施行80周年記念キャッチフレーズ等の使用承諾通知書

年 月 日付けで申込みのありました八戸市市制施行80周年記念キャッチフレーズ、シンボルマーク及びマスコットキャラクターの使用については、下記の条件を付して承諾することと決定したので通知します。

記

事業名称	
キャッチフレーズ等の種類	<input type="checkbox"/> キャッチフレーズ <input type="checkbox"/> シンボルマーク <input type="checkbox"/> マスコットキャラクター
使用方法	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
承諾の条件	

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

様

八戸市長

印

八戸市市制施行80周年記念キャッチフレーズ等の使用不承諾通知書

年 月 日付けで申込みのありました八戸市市制施行80周年記念キャッチフレーズ、シンボルマーク及びマスコットキャラクターの使用については、下記の理由により承諾しないことと決定したので通知します。

記

承諾しない理由